

答 申 第 2 0 7 号
平成17年12月21日

千葉県知事 堂 本 暁 子 様

千葉県情報公開審査会
委員長 大 田 洋 介

異議申立てに対する決定について（答 申）

平成17年2月8日付け健指第1378号による下記の諮問について、次のとおり答申します。

記

平成17年1月25日付けで提起された平成16年12月16日付け健指第1204号で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成16年12月16日付け健指第1204号で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）の取消しを求めるといものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

実施機関が平成16年2月25日までに安房郡鋸南町の介護保険の通所介護事業者としての介護報酬の不正受給を承知しているのに、関係部署が何もしていないことはありえず、取得または作成した文書が不存在的なことはない。

3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、概ね次のとおりである。

(1) 実施機関が把握しているところでは、介護保険の通所介護事業者の鋸南町は介護報酬の不正受給をした事実はない。よって、開示請求の対象となる行政文書は取得又は作成していない。

(2) 異議申立人は、「実施機関が平成16年2月25日までに鋸南町の介護保険の通所介護事業者として介護報酬の不正受給を承知している。」と主張するが、実施機関が把握しているところでは同町の介護報酬の不正受給はなく、実施機関が承知しているとの主張は当たらない。

したがって、「関係部署が何もしていないことはありえず、取得又は作成した文書が不存在的なことはない。」との主張は理由がない。

4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明をもとに審査した結果、以下のように判断する。

(1) 本件請求について

本件異議申立てに係る行政文書開示請求は、平成16年12月5日付けで「介護保険の通所介護事業者の安房郡鋸南町の介護報酬の不正受給に関する書類（健指分）」（以下「本件請求」という。）としてなされたものである。

これに対し、実施機関は、健康福祉指導課が保有する行政文書を対象とした請求であると解釈し、本件請求に係る行政文書の有無を調査したが、該当する行政文書は作成又は取得していないとして、本件決定を行ったものである。

(2) 本件請求に係る行政文書の不存在について

実施機関は、本件請求に係る行政文書は存在しないとしているので、以下検討する。

ア 実施機関は、実施機関が把握しているところでは介護保険の通所介護事業者の鋸南町は介護報酬の不正受給をした事実はなく、実施機関が不正受給を承知しているとの異議申立人の主張は当たらないと説明する。

イ これに対し、異議申立人は、鋸南町の介護報酬の不正受給について、客観的事実に基づく具体的な主張をしておらず、また、実施機関の説明を覆す事情もないことから、異議申立人の主張は、もっぱら異議申立人の主観に存するものと言わざるを得ない。

ウ 実施機関は、前記アのとおり介護保険の通所介護事業者としての安房郡鋸南町に不正受給の事実はなく、また、健康福祉指導課が保有する行政文書を調査したうえで、本件請求に係る行政文書は取得も作成もしていないと説明し、その他存在をうかがわせる事情も認められないことから、これを是認するほかなく、本件請求に係る行政文書は存在しないと判断する。

(3) 結論

以上のとおり、実施機関が本件請求に対し、不存在を理由に不開示とした本件決定は妥当である。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
17. 2. 10	諮問書の受理
17. 3. 28	実施機関の理由説明書の受理
17. 9. 26	審議
17. 10. 27	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
岩 間 昭 道	千葉大学大学院専門法務研究科長	部会長職務 代理者
大 田 洋 介	城西国際大学非常勤講師	部会長
佐 野 善 房	弁 護 士	
福 武 公 子	弁 護 士	

(五十音順：平成17年10月27日現在)